

No. 8

令和8年3月

戸田市議会定例会議案
(追 加)

埼玉県戸田市

目 次

議案第 36 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 1 頁

議案第 37 号 戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例…………… 6 頁

議案第36号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当」を「管理職手当、管理職員特別勤務手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当」に改める。

第7条の3の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第7条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたものから1日当たりの勤務時間に1.6を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、埼玉県における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要

な事項は、規則で定める。

第10条第2項第2号中「2,600円（その使用する自転車等の使用距離が片道4キロメートル以上であるときにあっては2,600円に次の表に掲げる額）」を「支給単位期間につき、自転車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、「を加算した額）」を削り、同号の表を削る。

第10条第2項第3号中「前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額」を「前3号に定める額の合計額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第2号に掲げる職員で、通勤のための自動車その他の交通の用具で規則で定めるものの駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2号の規定にかかわらず、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2号の規定による額

第10条第3項中「及び」を「、」に改め、「定める額」の次に「及び同項第3号アに定める額」を加え、同条第6項中「自動車等」を「自転車等及び駐車場等」に改める。

第16条中「及び」を「、」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

第17条第1項中「21,000円」を「22,500円」に改める。

別表第5中

「

1	部長、参事又は参与の職務
2	消防長の職務
1	次長、室長又は副参事の職務
2	会計管理者の職務
3	消防署長の職務

」

を
「

1 部長、参事又は参与の職務
2 会計管理者の職務
3 消防長の職務
1 次長、室長又は副参事の職務
2 消防署長の職務

」

に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第4条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、埼玉県における民間の賃金の最低基準を下回る職員に支給する。

第15条第3項中「管理職手当」を「第二種初任給調整手当」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「疾病」の次に「又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)」による負傷若しくは疾病」を加える。

(戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当)

第5条の2 給与条例第7条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4

項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）」とあるのは「給料月額」と、「第9条の2」とあるのは「第6条」と読み替えるものとする。

第14条中「及びこれ」を「、これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整に係る報酬）

第18条の2 前条に規定する報酬額（日額のものについては規則で定める方法で算出した時間額相当額。以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第7条の4第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を前条の報酬に加算して支給する。

第26条中「日額の報酬」の次に「の額と第18条の2に規定する第二種初任給調整に係る報酬との合計額」を、「その額」の次に「と第18条の2に規定する第二種初任給調整に係る報酬との合計額」を加える。

（公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当、第二種初任給調整手当」に改める。

（戸田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第6条 戸田市職員の修学部分休業に関する条例（令和7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第4条の3 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、埼玉県における民間の賃金の最低基準を下回る職員に対して支給する。

第14条第3項中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和8年3月4日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第37号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（令和8年度における保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 21 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下次項、附則第23項及び第24項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を

控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。
以下同じ。) 」とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第

34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度における保険料率の算定に関する基準の特例)

24 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に登録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5に

より当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

25 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における保険料の減免に関する特例)

26 市長は、附則第24項及び前項の規定に該当する者のうち、令和7年度の住民税が非課税であった第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員については、住民税非課税として判定する保険料段階まで減免することができる。

27 市長は、前項の規定による保険料の減免については、第17条の規定によらず減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月4日提出

戸田市長 菅 原文 仁